

議第57号

三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案

三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の5第2項中「本文」及び「（知的障害児通園施設を除く。）」を削り、同項第3号イ中「及び知的障害児通園施設」を削り、「同項第5号に規定する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設」を「同項第4号に規定する障害者支援施設」に改める。

第11条の6中「第5条の規定により」を「に基づき」に改め、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の規定により外国人登録原票に登録されているもの」を削る。

第11条の8第1項中「（知的障害児通園施設を除く。）」を削り、同条第2項中「課されているとき」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項第34号の2及び第84条第1項の規定を適用したとしたならば所得税が課されないこととなるときを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の6の改正規定は平成24年7月9日から、第11条の8第2項の改正規定は平成24年7月1日から施行する。

平成24年6月26日提出

三島市長 豊岡 武士